



## ユーロランド・ソブリン・インカム 決算・分配金のお知らせ

ファンド情報提供資料  
データ基準日: 2017年7月10日

平素より、「ユーロランド・ソブリン・インカム」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当ファンドは2017年7月10日に第113期の決算を迎え、当期の分配金を前期の25円(1万口当たり、課税  
前)から15円(1万口当たり、課税前)に引き下げましたことをご報告申し上げます。  
今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 分配金と基準価額(2017年7月10日)

**分配金**(1万口当たり、課税前)

**15円**

**基準価額**(1万口当たり、分配落ち後)

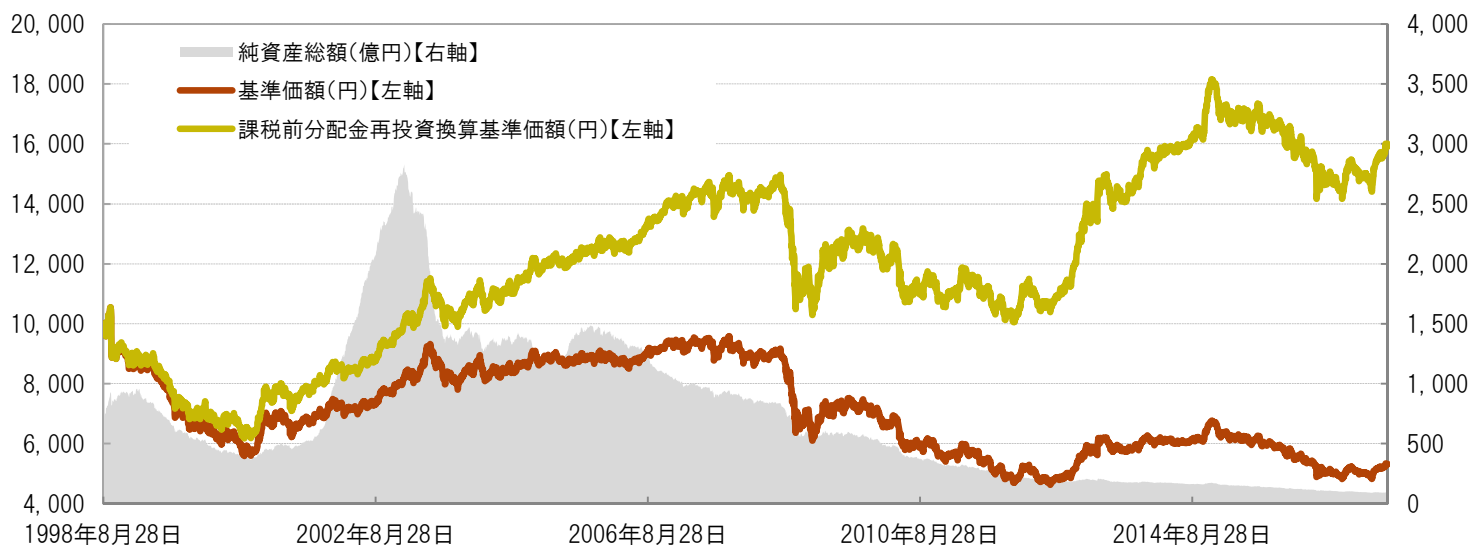
**5,326円**

#### 【分配金実績(1万口当たり、税引前)】

第109期 (2016年11月)	第110期 (2017年1月)	第111期 (2017年3月)	第112期 (2017年5月)	第113期 (2017年7月)	設定来累計
25円	25円	25円	25円	15円	7,568円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 基準価額の推移(期間: 1998年8月28日(設定日)~2017年7月10日)



・基準価額および課税前分配金再投資換算基準価額は、信託報酬控除後の値です。  
・課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、三菱UFJ国際投信が公表している基準価額とは異なります。

■ 上記は、過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## 分配金引き下げについて

基準価額水準や市況動向に加え、経費控除後の配当等収益と売買益等の分配対象額等を総合的に勘案した結果、分配金を15円(1万口当たり、課税前)に引き下げることといたしました。

足下、ユーロが円に対して上昇していることなどから、当ファンドの課税前分配金再投資換算基準価額は上昇傾向にあります。しかし、投資対象債券の金利低下などによりインカム収入は減少しつつあります。

上記のような状況に鑑み、当ファンドでは基準価額水準、市況動向等に加え、経費控除後の配当等収益と売買益等の分配対象額の状況等を総合的に勘案し、分配金の水準を下げることにより信託財産の成長を図ることといたしました。

## 2016年初来の運用の振り返り

## ■ 経済、金融政策の振り返り

ユーロ圏では、グローバル景気の回復の恩恵を受けて外需の伸びが堅調に推移したほか、労働市場の回復などを背景にドイツやスペインなどで個人消費も底堅く推移しました。足下では、出遅れ感のあったフランスの景況感も改善基調となっており、ユーロ圏の堅調な成長が継続しました。また、2017年春には大きな懸念材料であったフランス大統領選挙にて、中道派候補が極右候補に勝利したことなどから、ユーロ圏内の政治的不透明感は後退しました。欧州中央銀行(ECB)は、2017年4月より、量的金融緩和の規模は縮小したものの、賃金の伸びが緩慢なことなどから、インフレ率の上昇も緩やかなものに留まっており、緩和スタンスを維持しました。

## ■ 金融市場の振り返り

欧州債券市場では、2016年初から半ばにかけては、BREXITを巡る不透明感や欧州各国の中央銀行による追加の金融緩和政策を受けて、金利は大幅に低下しました。その後、2016年後半に実施された米国大統領選挙を受け、トランプ大統領による財政政策期待などを背景に、グローバルに金利は上昇基調となり、2017年に入ってから、一定の幅の間で推移しています。

為替市場では、BREXITを巡る不透明感などを背景に2016年初から半ばにかけて欧州通貨は全般的に円に対して下落しました。その後は、米国トランプ大統領による政策期待や欧州圏の景気回復基調、フランスを巡る政治的不透明感の後退などを背景に、欧州通貨は全般的に円に対して上昇しました。

## ■ 運用の振り返り

世界的な金融緩和傾向が継続すると判断し、インフレ圧力も弱いことなどから、当ファンドにおきましてはベンチマーク<sup>\*1</sup>に対して足下のデュレーション<sup>\*2</sup>を長めとしました。また、今後、英国は所定の手続きを経て欧州連合(EU)から離脱する可能性が高くなっています。当ファンドは、ユーロ「参加見込国」(「ファンドの特色1」)として英国の国債、英ポンド建債券を保有しておりましたが、2016年央以降の諸状況に鑑み、2017年3月末に全て売却しました。

\*1 当ファンドのベンチマークは、シティ欧州世界国債インデックス(円ベース)です。ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行いますが、これを保証するものではありません。

\*2 デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や市場金利が変動したときの債券価格の変動を表す指標です。

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## 今後の見通し・運用方針

## ■今後の見通しについて

欧州では、緩和的な金融環境や緩やかな労働市場の改善などが続く予想されることなどから、ユーロ圏を中心に景気回復が継続すると考えています。一方、失業率は依然として高いため、賃金上昇圧力は限定的とみられ、物価はECBのインフレ目標を下回る状況が続く見込みです。こうしたなか、ECBは、緩和的な金融政策を維持すると見込んでいますが、景気が底堅く推移するとみられることから、追加の緩和政策の発動には慎重だとみられます。

このような経済、金融政策の見通しの下、欧州債券市場では、引き続き金利が低位安定的に推移すると考えています。ユーロ圏では、ECBが更なる金融緩和政策を押し進める可能性は低いとみられますが、緩和スタンスを維持する見通しであり、金利は低位で推移する見込みです。ポーランドでは、景気が底堅く推移している一方、中央銀行はコアインフレ率が依然として低位であることなどから緩和的な政策を維持するとみられます。また、対ドイツ国債に対する金利スプレッド(利回り格差)が大きいことから、金利低下圧力は相対的に強まりやすいと考えています。

## ■為替の見通しについて

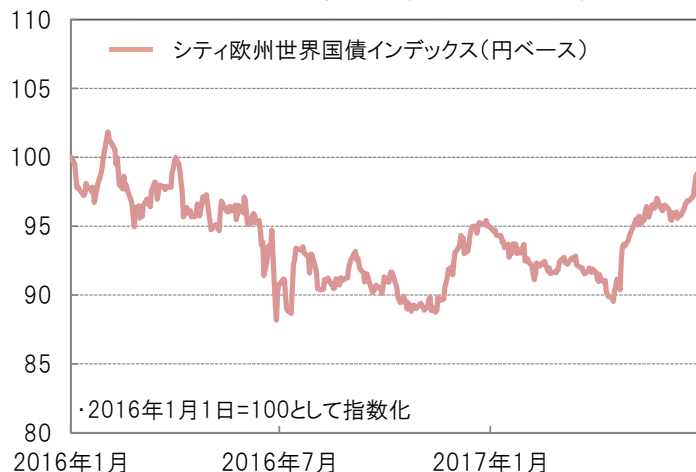
日本銀行は物価上昇圧力が緩慢なことなどから、緩和的なスタンスを維持するとみられる一方、フランス大統領選挙などを終え、欧州の政治的不透明感が後退していることやユーロ圏を中心に欧州景気の回復基調が強まっていることなどを背景に、欧州通貨は全般的に円に対して底堅さを増す展開になると考えています。

## ■運用方針について

このような投資環境の下、底堅い景気回復が見込まれるユーロやポーランドズロチの通貨配分を高め維持する方針です。また、債券デュレーションについては、金利低下余地が残るポーランドや、ECBが緩和スタンスを維持するとみられるユーロ圏をベンチマークに対して長めに維持する方針です。

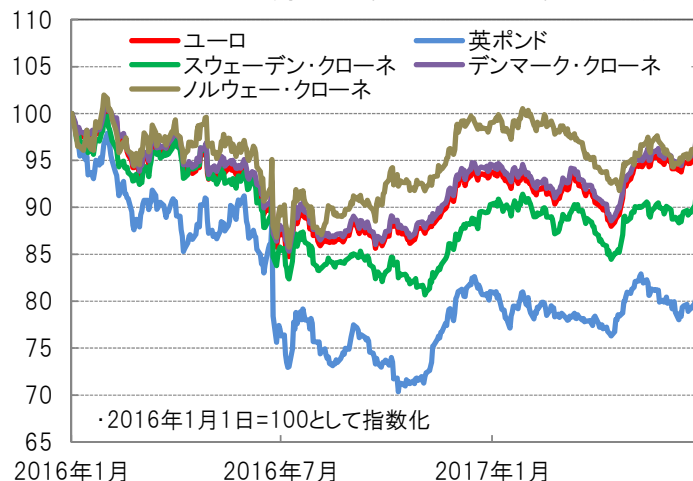
## 欧州国債の2016年初来のパフォーマンス推移

(期間:2016年1月1日~2017年6月30日)



## 為替レート(対円)の2016年初来の推移

(期間:2016年1月1日~2017年6月30日)



(出所)Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

■上記は過去の実績・状況、作成時点での見通しまたは分析です。これらは、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、為替、税金・手数料等を考慮していません。■上記は指数を使用しています。指数については【本資料で使用した指数について】をご覧ください。■計測期間が異なる場合は、結果も異なる点にご確認ください。

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

## 投資信託から分配金が支払われるイメージ

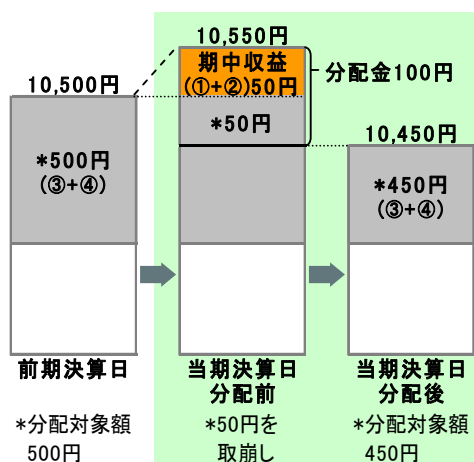


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

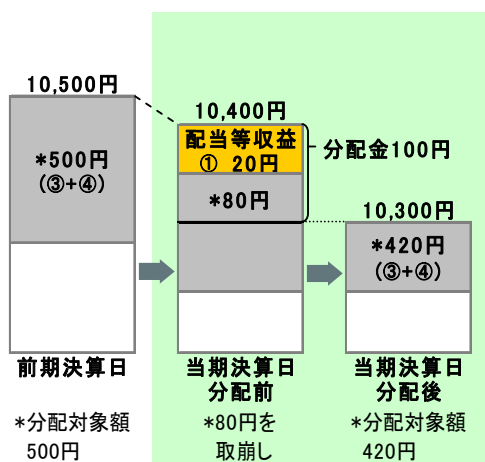
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## 前期決算日から基準価額が上昇した場合



## 前期決算日から基準価額が下落した場合



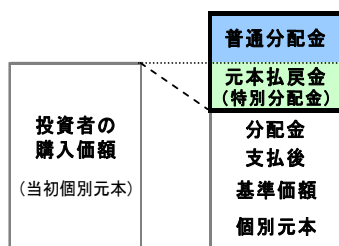
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

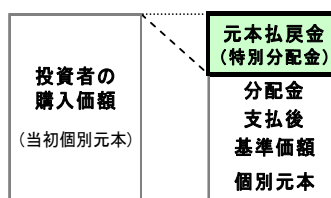
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

## 購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定、口数指定どちらかのみのお取扱いはある場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

## [金額を指定して購入する場合]

購入金額に購入時手数料を加えた額が指定金額となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

## [口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## ファンドの目的・特色

## ■ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

## ■ファンドの特色

**特色1 ユーロ参加国\*1・参加見込国のソブリン債券\*2を主要投資対象とします。**

※欧州地域以外の発行体による欧州通貨建債券にも一部投資することがあります。

・原則として、A格以上の格付けを有するソブリン債券に投資を行います。

\*1 【ユーロ参加国】欧州の経済通貨同盟(EMU)にて使用されている単一通貨「ユーロ」を導入している国をいいます。経済通貨同盟(EMU)とは、1999年1月に生まれた単一通貨「ユーロ」のもと、一元的な金融政策を実施する同盟のことです。

\*2 【ソブリン債券】各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、本国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

**特色2 ソブリン債券からの安定した利子収入の確保とともに信託財産の成長を目指します。**

・【債券】・【為替】双方の観点からポートフォリオを構築し、円ベースのリターンを追求します。

【債券】中長期的な金利見通しに基づき、債券ポートフォリオの **国別配分 デュレーションのコントロール** を行います。

【デュレーション】「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。

【為替】中長期的な為替見通しに基づき、各通貨(ユーロ、その他欧州通貨)が相対的に上昇すると予測した場合 → その通貨の組入比率の引き上げ  
相対的に下落すると予測した場合 → その通貨の組入比率の引き下げ  
を行うことで、為替変動リスクをコントロールします。

※組入比率の調整によるほか、弾力的に為替ヘッジを行う場合があります。

・シティ欧州世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

・ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

**特色3 隔月に決算を行い、収益の分配を行います。**

・毎年1、3、5、7、9、11月の10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動 リスク	当ファンドは、主にユーロ建およびその他欧州通貨建等の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。
金利変動 リスク	投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしているときには、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。
信用 リスク	原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、当ファンドの基準価額も変動します。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	ロンドンの銀行が休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(1998年8月28日設定)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年1・3・5・7・9・11月の10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年6回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■ファンドの費用

## お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 <b>上限2.16%(税抜 2.00%)</b> (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> をかけた額

## お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.2420%(税抜 年率1.1500%)</b> をかけた額
その他の費用・手数料	監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料で使用した指数について: シティ欧州世界国債インデックス(円ベース)

シティ欧州世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスで、1984年12月末を100とする欧州主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡りする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

## ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <http://www.am.mufj.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

## ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## 販売会社情報一覧

ファンド名称: ユーロランド・ソブリン・インカム

商号 (*は取次販売会社)	登録番号等	日本証券業 協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1号	○			
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○		
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○		
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第3号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖繩総合事務局長(金商)第1号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
木村証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第6号	○			
共和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第64号	○	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
光世証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第14号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第16号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○			
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第1号	○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第99号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○	
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東武証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○	
日本アジア証券株式会社(換金のみのお取扱)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第134号	○			
ニューズ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第138号	○	○		
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○			
廣田証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号	○			
フィリティア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
フリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号	○		○	
ふくおか証券株式会社(新規募集停止)	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第19号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸国証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第166号	○			
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号	○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	○			
みずほ証券株式会社(換金のみのお取扱)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(インター ネット専用)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○
明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	○			
山形證券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第3号	○			
山和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○		○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○			
株式会社岩手銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第3号	○			
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・ グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第622号	○			
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社十八銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第2号	○			
株式会社第四銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
株式会社宮崎銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号	○		○	
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号	○			
横浜信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第198号	○			
大山日丸証券株式会社*	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	○			
播陽証券株式会社*	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第29号	○			

※前記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」の内容を必ずご確認ください。